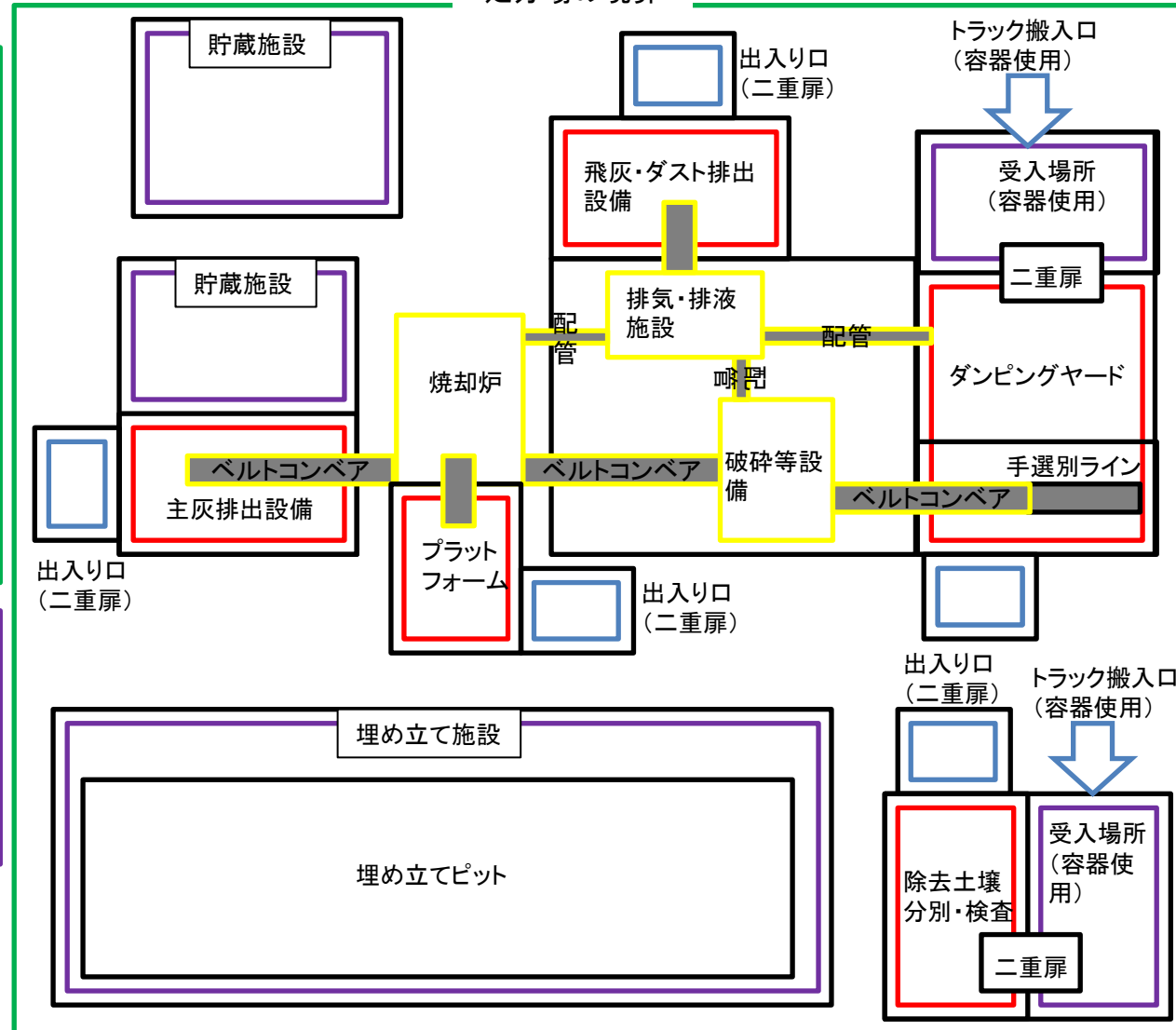


処分事業場の施設要件と線量限度等

事故由来廃棄物等の処分の施設は、排気・排液等を外に出さない構造等（施設要件）と、空間線量率や表面汚染の限度等（線量限度等）により管理

処分場の境界



電離則適用区域

- 施設要件
 - ・境界に柵等の設置
- 管理区域の明示及び立入禁止措置
 - ・1.3mSv/3月超
 - ・4Bq/cm²超
- 線量限度等（管理区域等以外）
 - ・4Bq/cm²以下
 - ・空气中濃度限度の1/10（年5mSv相当）以下
- 作業環境測定（管理区域）
 - ・空間線量率

貯蔵施設、埋立施設（容器の使用）

- 施設要件
 - ・外部から区画
 - ・標識の設置
- 線量限度等
 - ・1mSv/週以下

事故由来廃棄物等取扱施設（非密封の廃棄物等の取扱）

- 施設要件
 - ・天井・壁・床にすきまが少ない
 - ・除染が容易
 - ・液体等がもれない構造・材料
 - ・出入り口は二重扉
 - ・標識の設置及び立入禁止措置
- 線量限度等
 - ・1mSv/週以下（空气中濃度限度（年50mSv）以下）
 - ・40Bq/cm²以下
- 作業環境測定等
 - ・空气中放射能濃度
 - ・天井、床、壁、施設等の表面汚染

汚染検査場所

- 汚染限度4Bq/cm²

焼却炉、排気・排液施設、破砕等設備、ベルトコンベア等（運転中は労働者は中に入らない）

- 施設要件
 - ・液体等がもれない構造・材料
 - ・標識の設置

処分事業場の施設要件と線量限度等＜特例＞

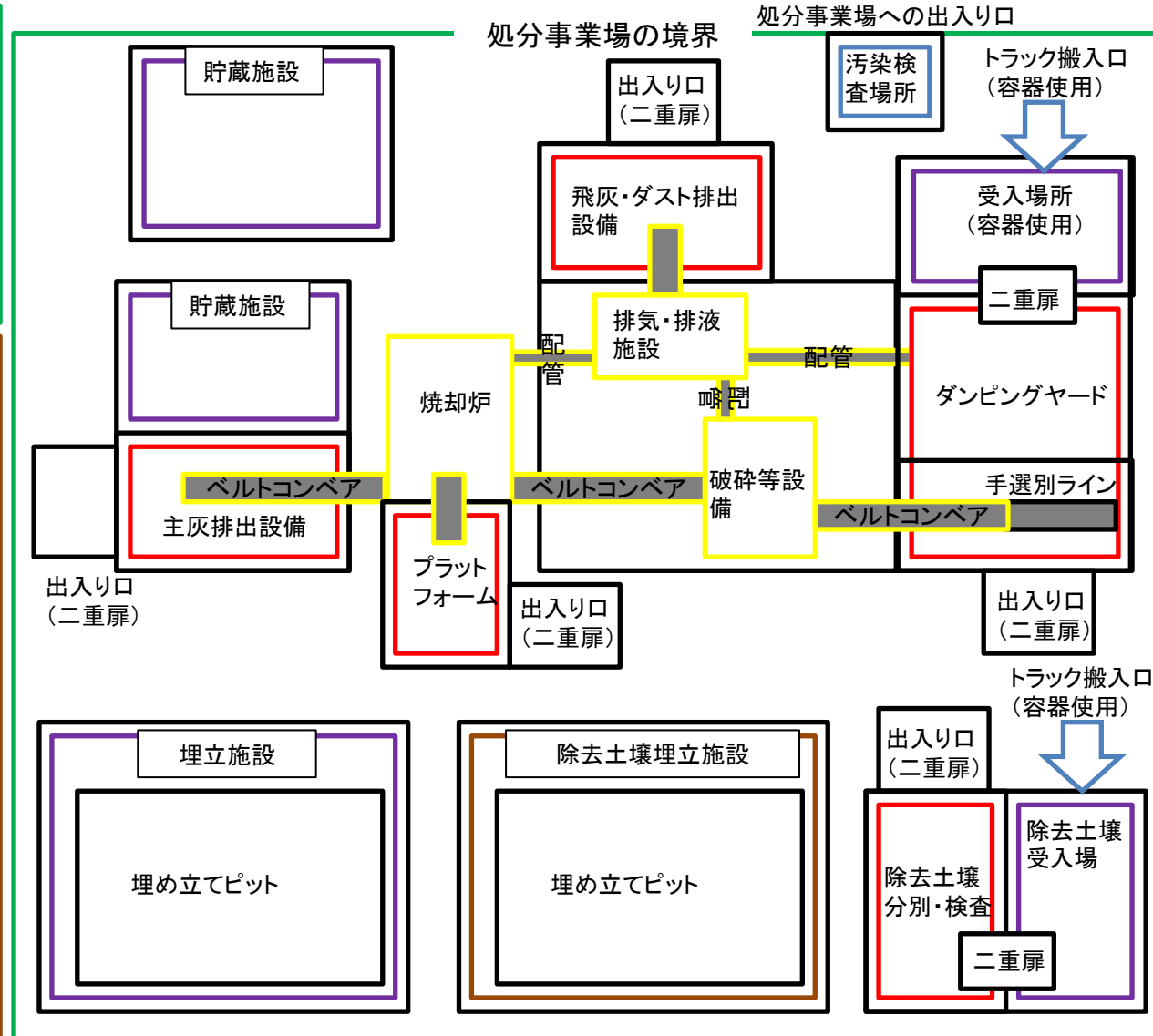
除染特別地域等に処分事業場を設置する場合には、処分事業場内外の土壤がすでに事故由来放射性物質に汚染されているため、一定の特例を設ける。

電離則適用区域

- 事故由来廃棄物等をこぼしたときの表面汚染限度(管理区域以外)の特例
- ・処分事業場付近の平均の表面汚染(バックグラウンド)を超えないレベルまで除染すれば足りる。

埋立施設 (除去土壤に限る)

- 容器の使用の特例
以下の全ての措置を講じた場合、容器の使用を免除
- ①除去土壤の埋立又は貯蔵であること
- ②遠隔操作による機械により作業を行う等により労働者の身体汚染のおそれがないこと
- ③水の噴霧、離隔距離の確保等により、埋立施設の周囲に汚染を拡大防止するための措置を講じること
- ④月に1回以上、埋立・貯蔵施設の境界の表面汚染を検査し、汚染が認められた場合は除染を行うこと。



汚染検査 除染電離則の準用

- 汚染検査場所
処分事業場からの境界付近に統合して設けることを認める。
- 汚染限度
40Bq/cm²

事故由来廃棄物等 取扱施設 (除去土壤に限る)

除去土壤の取扱いについて、容器の使用を免除する条件に合致した場合、適用を除外。